



令和 2 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

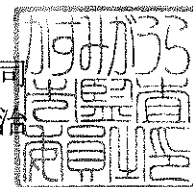
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 80 号
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治



令和 2 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和2年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和2年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和2年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減は何か。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和2年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和3年6月1日から令和3年8月20日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室
霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和2年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和2年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	25,329,889,480	24,590,847,057	23,868,963,004	721,884,053
特別会計	8,754,395,000	8,445,096,084	8,343,516,423	101,579,661
合 計	34,084,284,480	33,035,943,141	32,212,479,427	823,463,714

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	24,590,847,057	23,868,963,004	721,884,053	187,208,375	534,675,678	
特別会計	国民健康 保険	4,069,543,857	4,007,899,408	61,644,449	0	61,644,449
	後期高齢 者医療	890,643,108	883,692,991	6,950,117	0	6,950,117
	介護保険	3,484,909,119	3,451,924,024	32,985,095	0	32,985,095
合 計	33,035,943,141	32,212,479,427	823,463,714	187,208,375	636,255,339	

形式収支額は、8億2,346万3,714円、このうち翌年度へ繰越すべき財源1億8,720万8,375円を差し引いた実質収支額は6億3,625万5,339円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	25,329,889,480	24,834,978,923	24,590,847,057	97.1%	99.0%
国民健康 保険	4,200,064,000	4,346,275,202	4,069,543,857	96.9%	93.6%
後期高齢者 医療	885,495,000	893,675,608	890,643,108	100.6%	99.7%
介護保険	3,668,836,000	3,525,409,439	3,484,909,119	95.0%	98.9%
合 計	34,084,284,480	33,600,339,172	33,035,943,141	96.9%	98.3%

歳入決算額は330億3,594万3,141円で、予算現額340億8,428万4,480円に対する収入割合は、96.9%となっている。また、調定額336億33万9,172円に対する収入割合は98.3%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	24,834,978,923	24,590,847,057	18,531,643	225,600,223	99.0%
国民健康 保険	4,346,275,202	4,069,543,857	23,950,469	252,780,876	93.6%
後期高齢者 医療	893,675,608	890,643,108	671,300	2,361,200	99.7%
介護保険	3,525,409,439	3,484,909,119	21,496,510	19,003,810	98.9%
合 計	33,600,339,172	33,035,943,141	64,649,922	499,746,109	98.3%

調定額は336億33万9,172円で、収入済額は330億3,594万3,141円であり、不納欠損額は6,464万9,922円、収入未済額は4億9,974万6,109

円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,575,425,141	2,466,606,360	7,488,824	101,329,957
	固定資産税	2,815,712,738	2,708,505,706	10,125,882	97,081,150
	軽自動車税	146,800,825	131,664,069	916,937	14,219,819
	児童福祉費 負担金	78,060,250	77,043,150	0	1,017,100
	雑 入	576,179,436	564,227,239	0	11,952,197
会計小計				18,531,643	225,600,223
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,201,892,487	925,648,075	23,950,469	252,293,943
	雑 入	4,634,614	4,147,681	0	486,933
会計小計				23,950,469	252,780,876
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	387,679,000	384,646,500	671,300	2,361,200
会計小計				671,300	2,361,200
介護保険 特別会計	介護保険料	823,623,580	783,268,710	21,496,510	18,858,360
	雑 入	10,231,183	10,085,733	0	145,450
会計小計				21,496,510	19,003,810
合 計				64,649,922	499,746,109

不納欠損額は6,464万9,922円で、主なものは、国民健康保険税2,395万469円、介護保険料2,149万6,510円、固定資産税1,012万5,882円、

市民税 748 万 8,824 円である。

収入未済額は 4 億 9,974 万 6,109 円で、主なものは、国民健康保険税 2 億 5,229 万 3,943 円、市民税 1 億 132 万 9,957 円、固定資産税 9,708 万 1,150 円である。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	25,329,889,480	23,868,963,004	683,399,815	777,526,661	94.2%
国民健康保険 特別会計	4,200,064,000	4,007,899,408	0	192,164,592	95.4%
後期高齢者 医療特別会計	885,495,000	883,692,991	0	1,802,009	99.8%
介護保険 特別会計	3,668,836,000	3,451,924,024	0	216,911,976	94.1%
合 計	34,084,284,480	32,212,479,427	683,399,815	1,188,405,238	94.5%

歳出決算額は 322 億 1,247 万 9,427 円で、予算現額 340 億 8,428 万 4,480 円に対する執行率は 94.5%となっている。

翌年度への繰越額は 6 億 8,339 万 9,815 円で、不用額は 11 億 8,840 万 5,238 円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和2年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 245 億 9,084 万 7,057 円で調定額に対する収入率は 99%となっている。歳出決算額は 238 億 6,896 万 3,004 円で予算額に対する執行率は 94.2%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）7 億 2,188 万 4,053 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 8,720 万 8,375 円を控除した実質収支額は 5 億 3,467 万 5,678 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.3%、法人市民税 99.8%、固定資産税 98.8%、軽自動車税 96.5%となっているが、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 26.7%、法人市民税 34.4%、固定資産税 30.3%、軽自動車税 23.9%となっている。

また、令和2年度において、個人市民税 718 万 7,853 円、法人市民税 30 万 971 円、固定資産税 1,012 万 5,882 円、軽自動車税 91 万 6,937 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 40 億 6,954 万 3,857 円で調定額に対する収入率は 93.6%となっている。歳出決算額は 40 億 789 万 9,408 円で予算額に対する執行率は 95.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 6,164 万 4,449 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 92.4%、後期高齢者支援金分 92.1%、介護納付金分 88.4%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 22.0%、後期高齢者支援金分 21.8%、介護納付金分 22.1%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 18.4%、後期高齢者支援金分 18.9%、介護納付金分 22.6%となっている。

なお、令和2年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,339 万 9,401 円、退職被保険者等国民健康保険税 55 万 1,068 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 8 億 9,064 万 3,108 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 8 億 8,369 万 2,991

円で予算額に対する執行率は99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は695万117円となっている。

なお、令和2年度において67万1,300円の不納欠損処分が行なわれている。

（6）介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額34億8,490万9,119円で調定額に対する収入率は98.9%となっている。歳出決算額は34億5,192万4,024円で予算額に対する執行率は94.1%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は3,298万5,095円となっている。

なお、令和2年度において2,149万6,510円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和2年度0.61、令和元年度0.61、平成30年度0.61、平成29年度0.61、平成28年度0.61と、横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和2年度は94.2%で、前年度の97.5%と比べ、3.3%減少している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和2年度は94.1%で、前年度92.6%に比べ、1.5%増加している。

なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は89.2%で、前年度88.0%と比べ、1.2%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和2年度は4.8%で、前年度の4.6%と比べ、0.2%増加している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和2年度は9.3%で、前年度の9.5%と比べ、0.2%減少している。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、加茂地内の土地の払下げ等により 500 m²減少したことにより、令和2年度末現在高は 1,349,851 m²となっている。

建物の延床面積は、旧霞ヶ浦高齢者センター施設の解体等により 149 m²減少したことにより、令和2年度末現在高は 129,825 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は 80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中に 70 万円増加したことにより、令和2年度末現在高は 8,076 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入で7台の増、廃車で3台の減により、令和2年度末現在高は 144 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 13 の基金がある。前年度末現在高は 74 億 5,066 万 7,812 円であったが、年度内に地域づくり基金など 9 つの基金で 3 億 7,083 万 5,712 円増加している一方、財政調整基金など 4 つの基金で 6 億 3,516 万 71 円減少したことにより、令和2年度末の現在高は 71 億 8,634 万 3,453 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和2年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は4.8%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については9.3%（対前年度比0.2%減）である。将来負担比率については45.6%（対前年度比12.1%減）と、ともに早期健全化基準を下回っており財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて1.5%増加し94.1%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、柔軟な施策により歳入を確保するなどして財政構造の弾力性の確保に努められたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億2,560万223円（対前年度比3.5%減）、特別会計で2億7,414万5,886円（対前年度比7.8%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税1億132万9,957円、固定資産税9,708万1,150円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で2億5,229万3,943円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付や口座振替の実施、また、スマートフォン決済アプリによる納付の導入、差押財産の公売などの滞納処分実施、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前述のとおり、収入未済額の縮減に努められているところではあるが、今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

(2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 1,853 万 1,643 円、特別会計で 4,611 万 8,279 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 718 万 7,853 円（対前年度比 30.9%減）、固定資産税 1,012 万 5,882 円（対前年度比 8.1%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,395 万 469 円（対前年度比 17.7%減）、介護保険料 2,149 万 6,510 円（対前年度比 89.5%増）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められるが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応することを望むものである。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 3 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 5 億 5,522 万 815 円、同会計継続費繰越で 1 億 2,817 万 9,000 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

イ 不用額について

これまで、「会計年度独立の原則」により、他の自治体と同様に、極力、不用額は出さない、いわゆる「使いきり予算」が励行されてきたものとする。

しかし、新型コロナウイルス禍により、これまでどおりの歳入を確保することが困難な状況が見込まれ、従前どおりの予算執行を行った場合に、経常事業に要する予算不足が懸念される場所である。

このような状況に鑑み、経済が回復するまでの当面の間は、従前の「使いきり予算」の予算執行は行わず、経費を削減するなどにより、積極的に不用額をねん出し、翌年度以降の財源に利用するという財政運営への転換も必要になるものとするので、検討されたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における令和 2 年度の実質収支比率は 4.8%と、前年度より 0.2%増加している。その額は、5 億 3,467 万 5,678 円（前年度 4 億 9,539 万 580 円、前々年度 9 億 6,347 万 3,978 円）と極めて高い額となっている。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

なお、昨年も指摘した、団体補助金の実績報告書の様式が違っていることについては、改善されていないことから、改善を求めるものである。

(5) 基金の管理運用について

基金については、基金の設置目的に従い管理運用されており、関連する法令等に基づいて適切に管理されていると認められる。

なお、金利低下により運用の利回りは低下しており、このような状況下において限られた資金の有効かつ効果的な運用を図ることは非常に重要である。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、また、基金のリスク管理には十分注意を払っていただきたい。

第 10 章 むすび

一昨年末に始まった新型コロナウイルス感染症に対する決定打とされたワクチン接種が徐々に進んでいるものの、変異株の感染拡大がさらにすすみ、国民の生命が脅かされている。

このような状況のなか、国は、コロナ禍で疲弊した経済を打開すべく、困窮した国民に対する財政出動を打ち出してはいるが、その財源についての議論は一向に進まず、確たる根拠のない日本経済が移ろいながら流れている状況である。

本市においても、コロナ禍で振るわない産業活動により、新年度予算では約 3 億円の市税の減収を見込んでおり、申告額確定による更なる減収が懸念される場所である。

このような状況を勘案すれば、昨年も指摘したとおり、当面の間、本市の歳入は、かつてない厳しい状況に置かれることは想像に難くない。

最後に、市執行部は緊急事態において厳しい財政運営が求められるが、市の発展と健全な経営に資するべく、引き続き、「使い切り予算」を廃し、不要不急な支出を控え、「費用対効果」と「選択と集中の理念」を念頭に置いた、柔軟かつ積極的な行財政運営に努めることにより、職員一丸となって、この難局を乗り越えて行っていただくようお願いしたい。